

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第17号

地域医療を守るために緊急対策の実施を求める意見書（可決）

厚生労働省の調査によれば、令和6年度決算で医業収支が赤字の施設割合は、病院で6割、有床診療所で5割、無床診療所で4割ほどとなっている。医療機関の経営は極めて厳しい状況にあり、地域医療の最前線、最後のとりでを守るため、医療機関への支援は最優先で取り組まなければならない課題である。

特に、へき地における医療、救急・小児・周産期などの不採算部門の医療、高度な医療など重要な役割を担う公立・公的病院は厳しい経営を余儀なくされてきたが、物価高騰の影響や人件費の増大などによって、より厳しい状況に置かれている。2024年度の公立病院の経常収支は3952億円の赤字となった。赤字幅は前年度から1853億円拡大し、過去最大の赤字である。

また、医療従事者の人員確保も課題である。厚生労働省の調査によれば医療、福祉の1人平均賃金の改定率は産業全体の改定率を下回っている。賃上げに対応できなければ、医療機関が必要な人員を確保できなくなることが危惧される。

このような現状を放置すれば、必要な医療が提供できなくなり、守れるはずの命を守れなくなってしまうおそれがある。よって、政府に対し、以下の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 補正予算で速やかに、経営困難な医療機関支援として、公立・公的病院、国立大学病院、民間病院などに対しては、病床単位での支援、診療所に対してはレセプト単位での支援を行うこと。あわせて、医療機関従事者に対して、処遇改善を行うこと。
 - 2 医療機関の赤字の状況、物価高や人件費高騰に対応するため、次期診療報酬改定で上記1の内容を盛り込んだ上で、プラス改定とすることに取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第18号

巨大災害の発生に対する対応体制の整備を求める意見書（可決）

近年、我が国では地震・台風・豪雨など自然災害が頻発しており、国民の生命・生活・経済活動に甚大な被害をもたらしている。特に、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震、さらには、富士山噴火等の巨大災害は、我が国全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが想定されている。

このような状況を踏まえ、政府は「防災庁」の設置を決定し、災害に強い国づくりを目指して体制整備を進めているが、実際の災害対応においては、地方自治体、地域住民、民間団体、ボランティア組織などとの連携強化が不可欠である。

よって、政府に対して、国民の生命と暮らしを守るために、災害に強い国づくりの実現に向けて、下記の事項について速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 南海トラフ地震や首都直下地震等の発生に備え、発災時における国の支援体制を一層強化し、被災

地への人的・物資支援や情報伝達が、円滑かつ迅速に行われる仕組みを確立すること。

- 2 各地方自治体と連携し、災害時の情報共有体制、避難計画、医療・福祉等の分野でのインフラの維持などに係る協働体制を、平時から確実に整備・確認すること。
- 3 新設される「防災庁」においては、中央政府と地方自治体、各種支援団体との緊密な連携を図り、災害対応の一元化・迅速化を実現するための機能を強化すること。
- 4 国の防災施策や制度変更については、地方自治体に対して十分な説明責任を果たし、人的・財政的支援を適切に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第19号

充実した地方税財源の確保を求める意見書（可決）

地方公共団体は、人口減少や少子・高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は、人件費の上昇や物価高等による歳出増の要因が拡大し、人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという、これまでの構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

この様な状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が、少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、充実した地方税財源の確保を図る必要がある。

よって、政府に対し、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 地方が責任を持って、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁のさらなる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分考慮し、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が、全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において、確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第20号

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書（可決）

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定された。保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

今回の地域手当の改定に伴い、保育所等の公定価格については、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については、多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が何ら行われることなく、通知・事務連絡により、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされた。この見直しで引下げとなった自治体においては、対象施設の人材確保にさらに大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況である。

また、本件について、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっている。保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にある。

よって、国に対し、今後の方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
- 2 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第21号

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（可決）

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（FIT制度）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎えると、大量のリユース、リサイクル、廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

よって、国に対して、下記のとおり太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を

強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

記

- 1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。
- 2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を図ること。
- 3 地方自治体への支援拡充地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第22号

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書（可決）

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急・小児・周産期等の高度医療の実施、さらには、感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしている。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の繰出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできない。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の、令和7年8月の調査結果にもあるとおり、近年の人件費や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬は、こうした実情に十分対応できておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化している。

このままの状況が続ければ、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、今、まさに近隣市町村も含めた地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面している。

よって、政府に対して、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、下記の事項について早急かつ具体的に実施するよう強く求める。

記

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
 - 2 特に、令和8年度の診療報酬改定については、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。
 - 3 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第23号

脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書（可決）

脳脊髄液漏出症(脳脊髄液減少症)は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患である。平成28年からは、診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法(ブラッドパッチ療法)が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知は、なお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が1人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって、政府に対して、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に發揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害(自賠責保険高次脳機能障害認定システム)と同じように、専門医による認定システム(脳脊髄液漏出症認定システム)の仕組みを構築すること。
 - 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第24号

陸奥湾のホタテガイ養殖を守るために対策強化を求める意見書(可決)

青森市は、県内でも平内町に次ぐ2番目の規模の陸奥湾ホタテガイ生産量を誇っている。陸奥湾ホタテガイ養殖業は市内でも主要な一次産業となっており、加工業、卸売業、観光業、飲食業とも密接に関連し、地域経済を担ってきた。

一方で、近年、高水温や餌不足によるホタテガイのへい死が連続して発生しており、陸奥湾ホタテガイ養殖がかつてない危機にさらされている。

今年5月の令和7年度春季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査では、市内北部の後潟漁協のへい死率が74.2%、青森市漁協では68.5%となっており、地区の中には97.3%となった地区もあり、漁業者からは「高水温で親貝もどんどん死んでいく、今までこんなことが続くことはなかった」、「このままでは廃業だ」といった切実な声が上がっている。

これまで、陸奥湾のホタテガイ養殖漁業者は、担い手不足や新型コロナ禍、物価高騰にもさらされる中、何とか陸奥湾ホタテガイを守るために頑張ってきたが、高水温被害が連続して発生し出口も見えない中で、持続可能な対応策の強化を強く求めている。

以上を踏まえ、政府として陸奥湾ホタテガイ養殖を守るために以下の対策を実施することを強く求める。

記

- 1 高水温対策の研究等に対する支援を強化すること。

- 2 陸上養殖や北海道の稚貝活用への可能性調査に対する支援をすること。
- 3 陸に上げたホタテガイ残渣の有機物としての活用について可能性を追求すること。
- 4 稚貝不足を防ぐために稚貝確保事業などの対策を講じること。
- 5 雇用調整助成金の特例措置や緊急雇用対策事業の実施について検討すること。
- 6 漁業者への生活支援策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日

議員提出議案第25号

ゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める意見書（可決）

ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術である。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組換えDNA技術（遺伝子組換え）」に該当し、食品表示基準で表示が義務づけられている。

一方、外来遺伝子が残っていない場合は、「ゲノム編集技術応用食品」のうち、「組換えDNA技術（遺伝子組換え）」に該当せず、表示の義務はない。

我が国においては 2019 年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、既にトマト、トウモロコシ、ジャガイモなどの農作物や、マダイ、トラフグ、ヒラメなどの水産物の届出が受理されている。そのうち幾つかは既に市場流通しているが、開発途上の技術であり、遺伝子の人為的操作による予期せぬ変異で、新たな毒性やアレルギーなどの可能性を不安視する消費者もいる。

一方、消費者基本法では、消費者は商品などに関する、正確かつ充分な情報を得る権利があり、また、自分の意志で商品などを選択できる権利があるとされている。

現在、スーパーやECサイト（オンラインショップ）で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示が分かりにくく、これを必要としない消費者がゲノム編集技術応用食品であることに気づかないまま購入する可能性があり、表示を求める声が広がっている。

消費者基本法で保証されている消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、全てのゲノム編集技術応用食品の適切な表示を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月24日
